

第 7 期

北海道分別収集促進計画

北 海 道

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	各年度における容器包装廃棄物ごとの分別収集取り組み市町村数	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	各年度において得られる特定分別基準適合物及び法第2条6項指定物の見込量	2～3
7	容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の取組	3～4
表1	容器包装廃棄物ごとの市町村別の分別収集取り組み状況	5～8
表2	各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み	9～12
表3	各年度において得られる市町村別の特定分別基準適合物 及び法第2条第6項指定物の見込量	
(1)	商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のもの	13～16
(2)	商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のもの	17～20
(3)	商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外	21～24
(4)	商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの	25～28
(5)	主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装以外のもの）	29～32
(6)	主としてプラスチック容器包装（飲料、しょうゆ又は調味料を充填するための ペットボトルを除く）（白色トレイを除く）	33～36
(7)	主としてプラスチック容器包装のうち、白色トレイ	37～40
(8)	主として鋼製（スチール）の容器包装	41～44
(9)	主としてアルミニウム製の容器包装	45～48
(10)	主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するための容器（紙パック）	49～52
(11)	主として段ボール製の容器包装	53～56

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様性や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させました。道における平成23年度の一般廃棄物の排出量は約202万トンと減少傾向にあり、また、リサイクル率については、ここ数年増加傾向にあり、全国平均を上回るものの23.8%に止まっています。

持続可能な循環型社会に転換するためには、関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上で、リサイクルを推進していく必要がありますが、とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3Rの取組は極めて重要です。

国では、容器包装廃棄物の排出を抑制し、再生利用を推進することが必要であるとして、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）を平成7年6月に制定しました。

本法は、容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけています。

また、本法においては、その目的を達成するため、第8条において市町村が分別収集計画を、第9条において都道府県が分別収集促進計画をそれぞれ策定し、当該計画に従った容器包装廃棄物の分別収集を計画的に促進するよう定められており、道では、これまで平成8年の第1期計画以降、第6期計画までを策定し、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の促進を図ってきました。

本計画は、第7期計画として、道内全179市町村の市町村分別収集計画を基礎とし、分別収集の担い手である市町村や関係機関と連携を図りながら、道内における容器包装廃棄物の円滑な分別収集の実施と再商品化の一層の促進を目的として策定するものです。

2 基本的方向

本計画における基本的方向は、本法に定める基本方針に基づき、次のとおりとします。

- (1) 容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、積極的に分別収集と再商品化を促進し、さらに、再商品化により得られた物についてその積極的な利用に努めます。
- (2) 道民、NPO・NGO等、事業者及び行政の全ての主体が相互に連携協力して調和のとれた取り組みを推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定します。

4 各年度における容器包装廃棄物ごとの分別収集取組市町村数

計画期間の各年度において分別収集に取り組む予定の市町村数は次のとおりです。

北海道廃棄物処理計画では、全市町村における全ての容器包装廃棄物（11品目）の分別収集の実施を目標としており、取組の遅れている容器包装の分別収集が促進するよう市町村に助言その他必要な援助を行います。

なお、各市町村別の分別収集取り組み状況は、表1のとおりです。

容器包装廃棄物の種類	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
無色ガラス	171	171	171	172	179
茶色ガラス	172	172	172	172	179
その他の色のガラス	171	171	171	172	179
ペットボトル	175	175	175	175	179
その他の紙	131	132	137	137	146
その他プラスチック	150	150	151	151	158
白色トレイ	103	104	105	105	117
スチール缶	179	179	179	179	179
アルミ缶	179	179	179	179	179
紙パック	169	170	170	170	176
段ボール	175	176	176	176	176
計画策定市町村数	179				

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

各年度における各市町村から排出される容器包装廃棄物の合計量（市町村により分別収集対象外となっているものも含む容器包装廃棄物の全量）は、次のとおりです。

なお、当該数量は、各市町村において、一般廃棄物の排出量に一定の比率を乗じて算出した量の全道の総量を示しており、各市町村別の排出量の見込みは表2のとおりです。

（単位：t）

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
303,462.01	301,286.58	298,921.63	296,545.66	294,574.11

6 各年度において得られる特定分別基準適合物及び法第2条6項指定物の見込量

市町村が、市町村分別収集計画に基づき分別収集を実施して得られる特定分別基準適合物（※1）及び法第2条第6項指定物（※2）の見込量の全道の総量は次のとおりです。

なお、各市町村別の特定分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の見込みは表3のとおりです。

また、各表の下段左は指定法人への引渡さ、下段右は市町村の独自処理量、上段は指定法人の引渡さと市町村独自処理量の合計を示しています。

(単位：t)

容器包装廃棄物の種類		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
特定分別基準適合物	無色ガラス	16,184.4	16,201.64	16,227.35	16,236.60	16,313.09
		11,931.1 4,253.3	11,974.87 4,226.77	12,011.74 4,215.61	12,060.32 4,176.28	12,138.14 4,174.95
	茶色ガラス	14,222.5	14,243.44	14,260.15	14,175.37	14,248.88
		12,307.3 1,914.3	12,319.84 1,923.60	12,331.14 1,929.01	12,262.22 1,913.15	12,299.55 1,949.33
	その他ガラス	8,389.7	8,473.14	8,425.14	8,492.19	8,463.91
		7,234.2 1,155.5	7,280.11 1,193.03	7,258.55 1,166.59	7,318.44 1,173.75	7,288.48 1,175.43
	ペットボトル	18,792.1	18,576.27	18,464.21	18,239.14	18,122.26
		14,593.3 4,198.7	14,391.28 4,184.99	14,325.06 4,139.15	14,139.38 4,099.76	14,068.02 4,054.24
	その他の紙	14,304.6	15,129.78	15,146.11	15,070.88	15,256.31
		6,689.4 7,615.2	7,366.63 7,763.15	7,435.51 7,710.60	7,456.70 7,614.18	7,721.32 7,534.99
その他プラスチック	57,040.6	56,667.89	56,785.42	56,148.90	55,660.09	
	53,490.6 3,549.9	53,096.76 3,571.13	53,226.63 3,558.79	52,634.82 3,514.08	52,176.19 3,483.90	
白色トレイ	426.7	422.62	422.88	418.92	424.74	
	172.6 254.1	171.59 251.03	172.56 250.32	171.26 247.66	177.52 247.22	
合計	129,360.48	129,714.77	129,731.25	128,782.00	128,489.28	
	106,418.55 22,940.93	106,601.07 23,113.70	106,761.18 22,970.07	106,043.14 22,738.86	105,869.22 22,620.06	

容器包装廃棄物の種類		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
法第2条第6項指定物	スチール缶	11,201.99	11,121.81	11,050.94	10,877.91	10,694.00
	アルミ缶	6,000.21	6,032.85	5,982.68	5,925.78	5,882.73
	紙パック	1,466.34	1,511.48	1,519.77	1,525.46	1,554.33
	段ボール	40,745.34	40,597.10	40,297.11	40,044.67	39,762.63
合計	59,413.89	59,263.24	58,850.51	58,373.82	57,893.70	

※1 特定分別基準適合物：市町村が市町村分別集計画に基づき分別収集して得られたもののうち、主務省令で定める基準に適合し、かつ、主務大臣が指定する施設に保管されているものを、主務省令で定める容器包装の区分ごとに分けたもの。

※2 法第2条第6項指定物：容器包装廃棄物のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化する必要がないものとして主務省令で定めるもの。

7 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の取組

(1) 排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

道は、以下の取組等を通じ、排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及を図っていきます。

ア 普及啓発の推進

「3R推進月間」などにおける各種イベントの開催、リサイクルの現状や取組事例などを取りまとめた情報誌の作成、容器包装リサイクル法の制度や仕組み等に関する情報提供などを行うとともに、自らグリーン購入などによる環境への負荷の少ない物品や役務の調達など、循環型社会形成に向けて率先して取り組みます。

また、環境に配慮した自主的な取組を行っている事業者や、廃棄物の排出抑制の模範的取組、リサイクル製品等をホームページなどでPRしていくほか、容器包装廃棄物の排出を抑制するため、市民団体や事業者などと連携し、容器包装の簡素化を進める活動に取り組みます。

イ 環境教育の推進

地域における環境教育及び環境保全活動を推進し、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集への協力の必要性などの理解を定着させるため、学校や地域と協力し、指導者の育成や体験型環境学習の場・機会を提供し、環境教育プログラムや環境教育の拠点を活用した取組を行います。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進等

ア 市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進

分別収集について先進的な取り組みを行っている道内市町村や他の都府県の分別収集の実施状況、特定事業者及び指定法人による再商品化の実施状況、再商品化等の情報を収集し、市町村に提供するとともに、効率的な分別収集のあり方などについて、市町村相互間の意見交換の促進に努めます。

イ ごみ処理の広域化の推進

道の「ごみ処理の広域化計画」に基づき、引き続きごみ処理の広域化を進めることとし、これまでの広域化の効果や課題などを踏まえた今後の推進方策を検討するなどして、地域の実情とニーズに応じた広域化を推進するため、助言や情報提供等を行います。